

第3回【準特定地域】 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

議事次第

令和5年3月16日（木）

13:30~15:00

北海道運輸局帯広運輸支局2階会議室

1. 開会
2. 十勝地区ハイヤー協会長 挨拶
3. 議題
 - (1) 協議会会長ならびに座長の選出
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 事務局長指名
 - (4) 議事
 - ①協議会設置要綱の一部改正について
 - ②帯広交通圏の公定幅運賃の改定要望、及び、改定に付すべき意見の集約について
 - ③その他
4. 閉会

帯広交通圏タクシー適正化・活性化協議会 構成員名簿

令和5年3月16日

	所 属	協議会構成員	区 分
1	北見工業大学	教授 高橋 清	学識経験者
2	十勝地区ハイヤー協会	会長 佐藤 淳一	タクシー事業者等
3	十勝地区ハイヤー協会	経営労務委員長 小林 善之	タクシー事業者等
4	(協)帯広個人タクシー協会	理事長 松倉 盛吉	タクシー事業者等
5	エイシン運輸(有)	代表取締役 桑島 亮	タクシー事業者等
6	北海道釧路方面帯広警察署	交通第一課長 桐山 知彦	帯広警察署長
7	帯広労働基準監督署	監督課長 橋本 良太	帯広労働基準監督署長
8	(一社)帯広消費者協会	専務理事 寺島 義信	帯広消費者協会長・地域住民代表
9	全自交帯広ハイヤー労働組合	執行委員長 馬場 勝	労働組合等
10	帯広市	都市環境部都市建築室 都市政策課長 岡田 剛	帯広市長

計10名

事務局	十勝地区ハイヤー協会 専務理事 塚本 俊二
-----	-----------------------

帯広交通圏タクシー事業
適正化・活性化協議会設置要綱(案)

制 定: 平成25年12月16日

一部改正: 平成25年 1月28日

一部改正: 平成26年 1月24日

一部改正: 平成26年 2月20日

一部改正: 平成29年 2月28日

一部改正: 令和5年 3月16日

(目的)

第1条 帯広交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、帯広交通圏(準特定地域)の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 準特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

- ① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
- ② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
- ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

- (1) 帯広市長又はその指名する者
 - (2) タクシー事業者等
 - (3) 労働組合等
 - (4) 地域住民代表
 - (5) 一般社団法人帯広消費者協会会长又はその指名する者
 - (6) 学識経験者
 - (7) 帯広労働基準監督署長又はその指名する者
 - (8) 北海道釧路方面帯広警察署長又はその指名する者
 - (9) その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会は、前項の(1)～(5)に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項(6)～(9)に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長又は事務局長に申し出をするものとする。
ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の10日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長又は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は令和7年3月31日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、会長が指名する。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は令和7年3月31日までとする。
- 8 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長、座長の選出を議決する場合 第4条第1項に掲げる協議会の構成員の区分ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 帯広市長が合意していること。
 - ② 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員が合意していること。
 - ⑤ 地域住民代表として参加している構成員の過半数が合意していること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
 - (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

- (4) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - (5) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長が合意していること。
 - ② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。
- 10 協議会は、適宜開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の20日前までにその旨を公表するものとする。
- 13 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 14 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 15 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催するいとまのない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「10日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「20日前」とあるのは「10日前」とする。
- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
 - (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」
の概要

Ⅰ 制定の背景・目的

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関

しかししながら、長期的にタクシー需要が減少
傾向にあるなかで、タクシー車両が増加

平成14年2月のタクシー事業の規制緩和
参入規制の撤廃 ⇒ 過剰な輸送力増加
運賃規制の緩和 ⇒ 過度な運賃競争

- ・ タクシー事業の収益基盤の悪化
- ・ 違法・不適切な事業運営の横行
- ・ 利用者サービスが不十分

- ・ 運転者の労働条件の悪化
- ・ 道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題

タクシーが、地域公共交通機関としての機能を十分に発揮することが困難な状況

- ①利用者のニーズに合致したサービスの提供 ⇒ 利用者によるタクシーの選択性の向上等
- ②悪質事業者等への対策 ⇒ 行政処分の強化、運転者登録制度の厳格な運用等
- ③運賃制度のあり方 ⇒ 自動認可運賃の見直し、下限割れ運賃認可審査の厳格化等

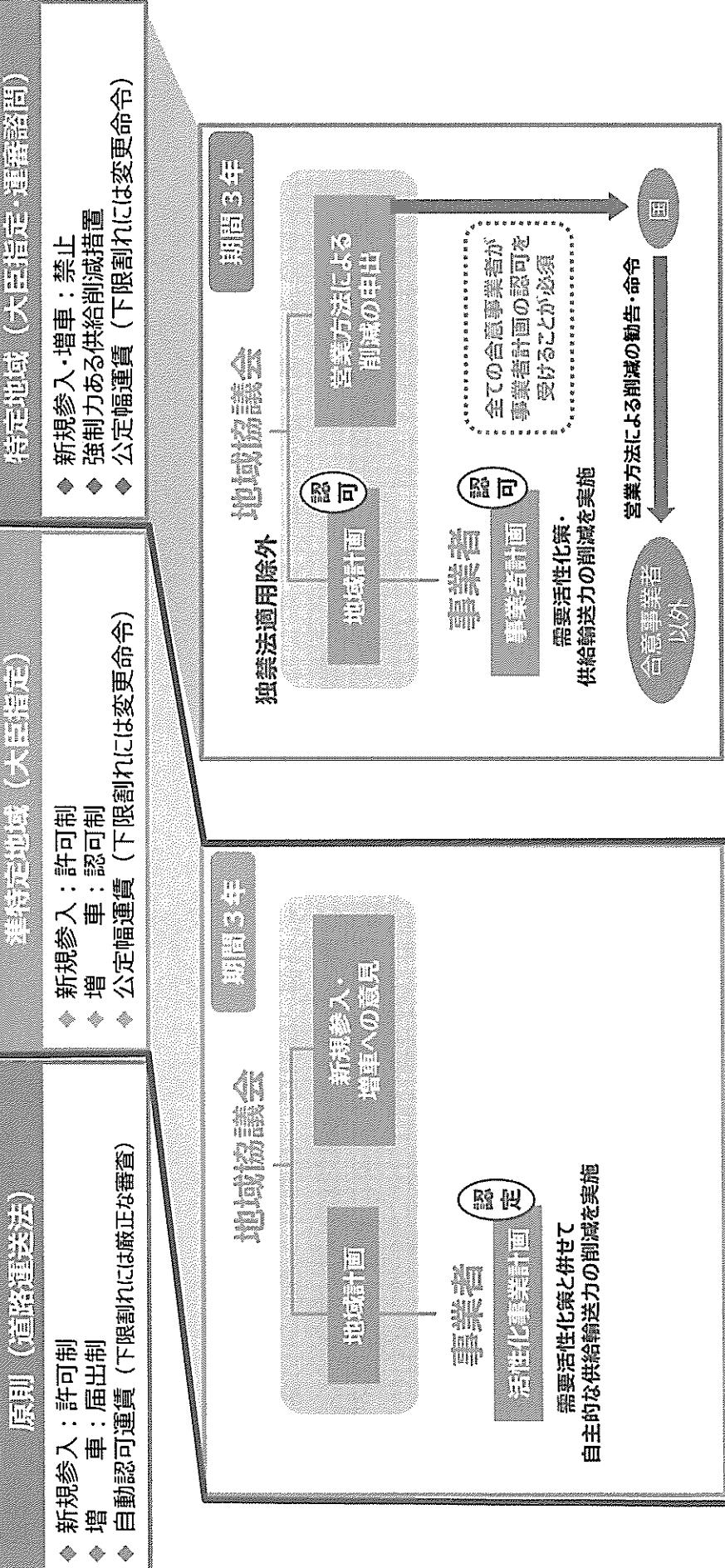
「タクシー事業を巡る諸問題への対策について
(平成20年12月18日)」

④供給過剰進行地域における対策

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)の制定(平成21年10月1日施行、平成25年11月一部改正)

II 特措法の概要

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の一本立ての制度を創設。**
- ② **特定地域**(ては、新規参入・増車は禁止。
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外**。
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令が可能に。**
- ⑤ **特定地域及び準特定地域において公定幅運賃制度を創設。**



※ 帯広交通圏は、令和3年10月1日に「準特定地域」に指定される。

III 準特定地域の協議会について

◎ 基本的な考え方

- ・準特定地域の協議会は、準特定地域計画の作成主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行ふなど、準特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- ・地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共通の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一貫的に取り組んでいくことを期待。

◎ 構成員

- ・関係地方公共団体の長、タクシー事業者及びその組織する団体、タクシー運転者の組織する団体並びに地
域住民のほか、必要に応じて関係する公共交通事業者、商業施設の管理者、地元企業等の多様な主導の参画
を得るとともに、準特定地域協議会の意見調整を円滑に進めることを望ましい。
- ・準特定地域内に専門的な知識を有する者を構成員に含めることは、協議事項に関する関係行政機関(都道府県労働基準監督署、都道府県公安委員会など)の参考を得ることも重要。

【参考】特措法(抄)

第7条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第8条

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第1項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第9条第1項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に關し必要な協議を行うための協議会(以下単に「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるとときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
- 二 学識経験を有する者
- 三 その他協議会が必要と認める者

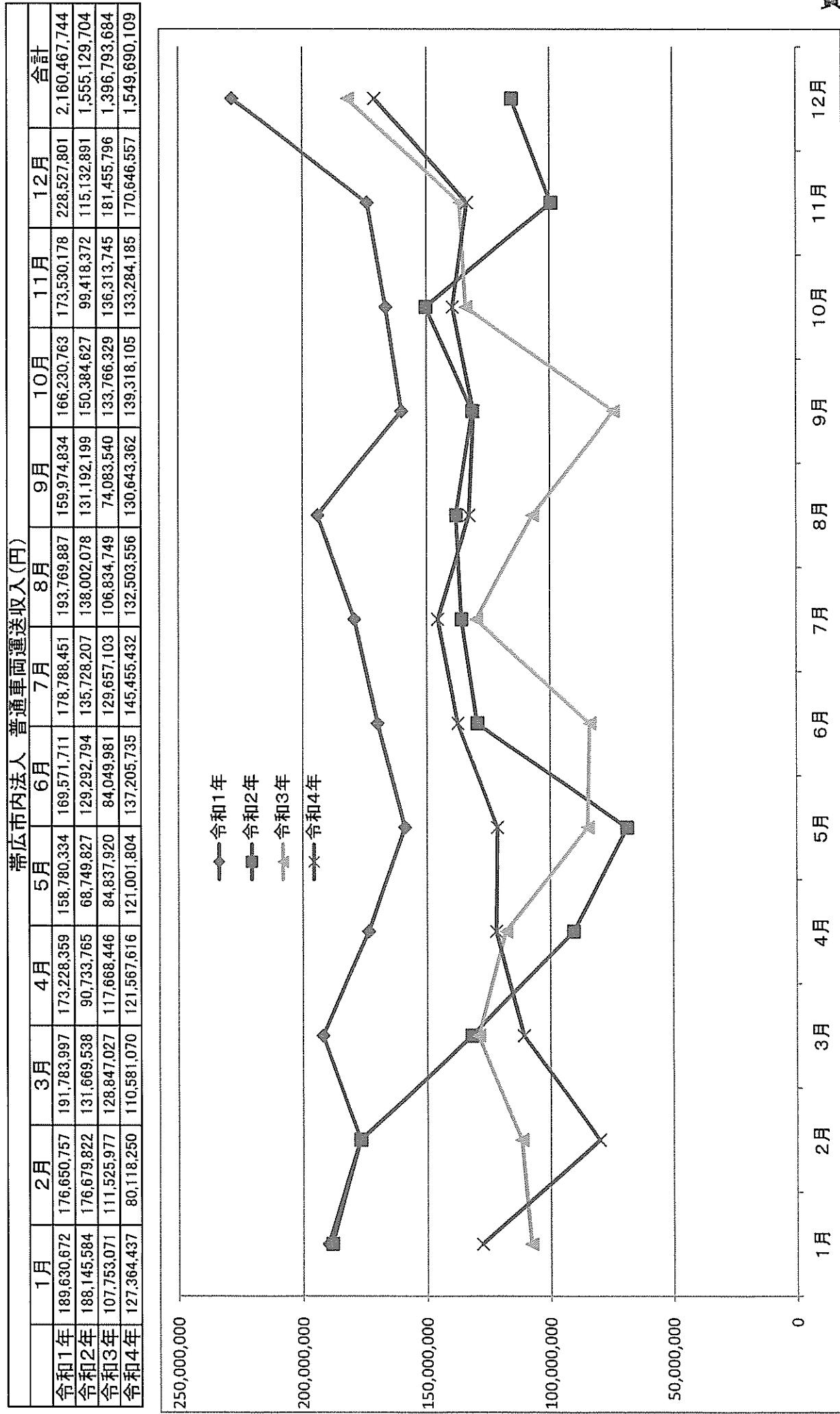
タクシーメーター器導入期からの運賃変遷(帯広市内)

No.1

許認可年月	申請方式	種別	小型	中型	普通	特大	
昭和34年4月	個別申請	料制	1.3km; 360m;	100円; 20円	1.3km; 370m;	120円; 30円	1.3km; 380m;
昭和37年3月	協会申請				同上		特定運賃廃止。全面的にメーター運賃となる。
昭和38年8月	協会申請	料制	1.1km; 320m;	100円; 20円	1.1km; 400m;	120円; 30円	1.1km; 500m;
昭和47年2月	協会申請	料制	1.3km; 440m;	130円; 30円	1.3km; 490m;	150円; 40円	1.3km; 460m;
昭和49年3月	協会申請	料制	1.3km; 335m;	170円; 30円	1.3km; 370m;	190円; 40円	1.3km; 350m;
昭和50年8月	十勝根釧協同時申請	料制	1.3km; 370m;	230円; 40円	1.3km; 390m;	250円; 50円	1.3km; 350m;
昭和52年8月		距離制・時間併用(時速8K以下)	1.4km; 2分55秒;	260円; 50円	1.4km; 2分45秒;	270円; 60円	1.4km; 360m;
昭和54年12月		距離制・時間併用(時速8K以下)	1.4km; 3分05秒;	310円; 60円	1.4km; 2分50秒;	320円; 70円	1.4km; 375m;
昭和56年12月	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km; 2分30秒;	350円; 70円	1.4km; 2分15秒;	360円; 80円	1.4km; 360m;
昭和59年7月	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km; 2分20秒;	390円; 70円	1.4km; 2分10秒;	400円; 80円	1.4km; 340m;
昭和62年12月	タクシー観光ルート8本を設定する。運賃はルート別固定運賃を設定。						
平成元年4月	『消費税新設』により、タクシー運賃に消費税が内税加算となり、收受する運賃は、運賃×1.03とし、10円未満を四捨五入した。換算表にて対応する。						

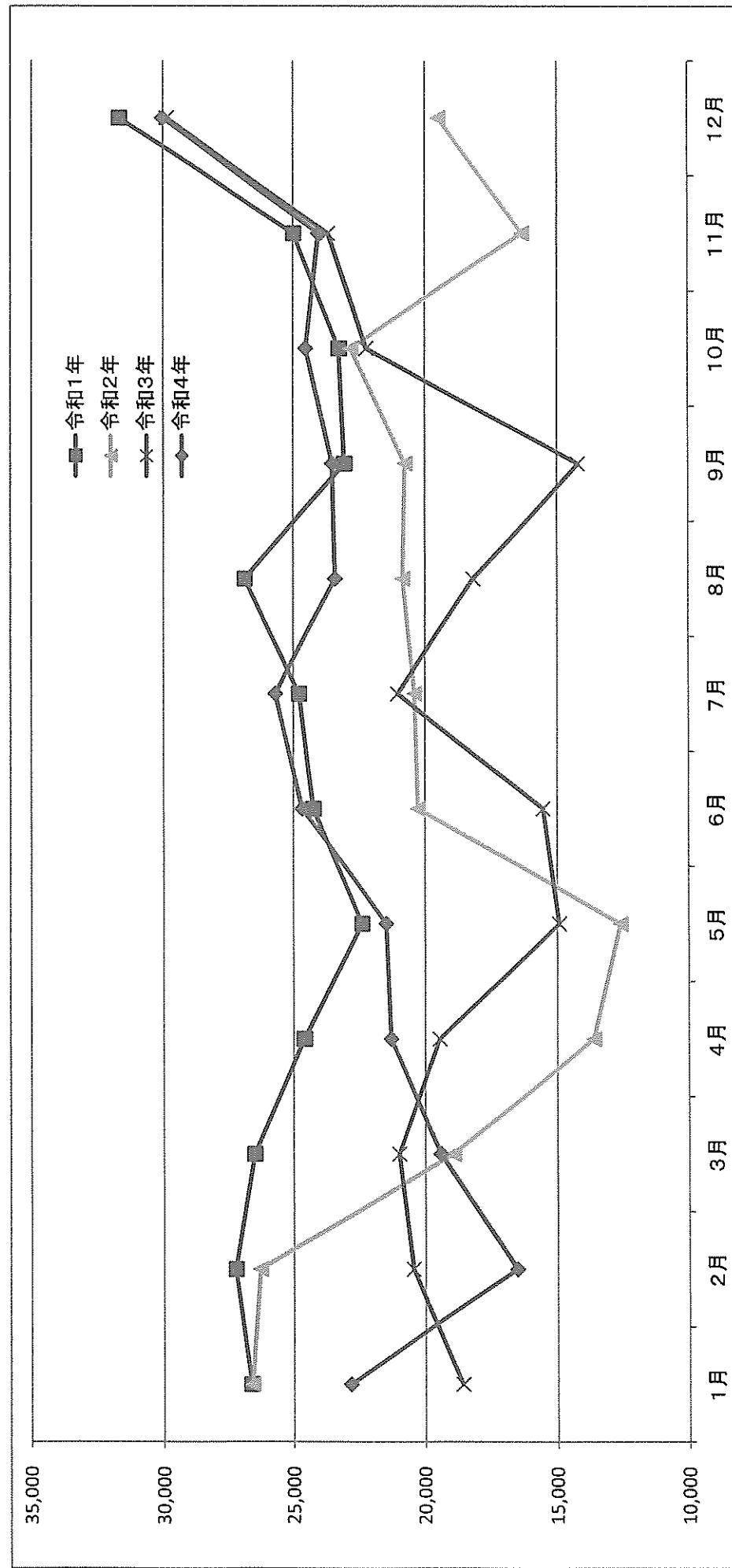
実施年月	申請方式	種別	小型	中型	大型	特大
平成3年4月	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km: 430円 385m: 80円 2分05秒	1.4km: 440円 350m: 90円 2分05秒	1.4km: 500円 340m: 100円 2分05秒	1.4km: 520円 A地区(札幌交通圏)B地区(旭川地区)C地区(帯広、音更、芽室、池田)観光ルート別運賃ルート変更
平成5年7月27日実施	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km: 480円 382m: 80円 2分20秒	1.4km: 500円 341m: 100円 2分05秒	1.4km: 560円 330m: 110円 2分00秒	1.4km: 590円 356m: 120円 2分10秒
平成9年4月1日実施	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km: 530円 314m: 80円 1分55秒	1.4km: 550円 283m: 90円 1分45秒	1.4km: 610円 277m: 100円 1分40秒	1.4km: 640円 302m: 110円 1分50秒
平成21年1月	申請するも申請期間3か月以内に申請率7割を下回り却下処分					
平成21年10月1日実施	北海道運輸局公示第51号:一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃について一部改正される。大型、中型、小型については、A～Gまでのゾーン運賃のE・F・Gが廃止され、A～Dまでの4本フオーケとなる。特大は5本フオーケとなる。新たに下限割れとなる事業者については、特措法に基づく加重措置がとられる。営業的な割引が限定され、値引き率は10%を超えることはできない。また、事業所ごとの収支が相整なわない割引申請は却下される。					
平成26年4月1日実施	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	1.4km: 550円 308m: 80円 1分55秒	1.4km: 570円 90円 1分40秒	1.4km: 630円 100円 1分40秒	1.4km: 660円 110円 1分50秒
令和元年10月1日実施	個別申請 消費税改定ど同時に運賃本体の値上げを抱合せ申請する。	時間距離併用(時速10K以下)	1.375km: 550円 303m: 80円 1分50秒	1.375km: 570円 90円 1分40秒	1.375km: 630円 100円 1分40秒	1.375km: 660円 110円 1分45秒
令和2年2月1日実施	個別申請	時間距離併用(時速10K以下)	普通	大型	特大	
		普通車	1.241km: 550円 274m: 80円 1分40秒	1.241km: 630円 100円 1分30秒	1.241km: 660円 110円 1分35秒	消費物価監査会議において、運賃本体部分の値上げは見送られる。継続審査の扱いとなる。
		小型・中型を統合	30分: 3,070円	30分: 4,310円	30分: 4,370円	12.73%

コロナ期間 運送収入推移



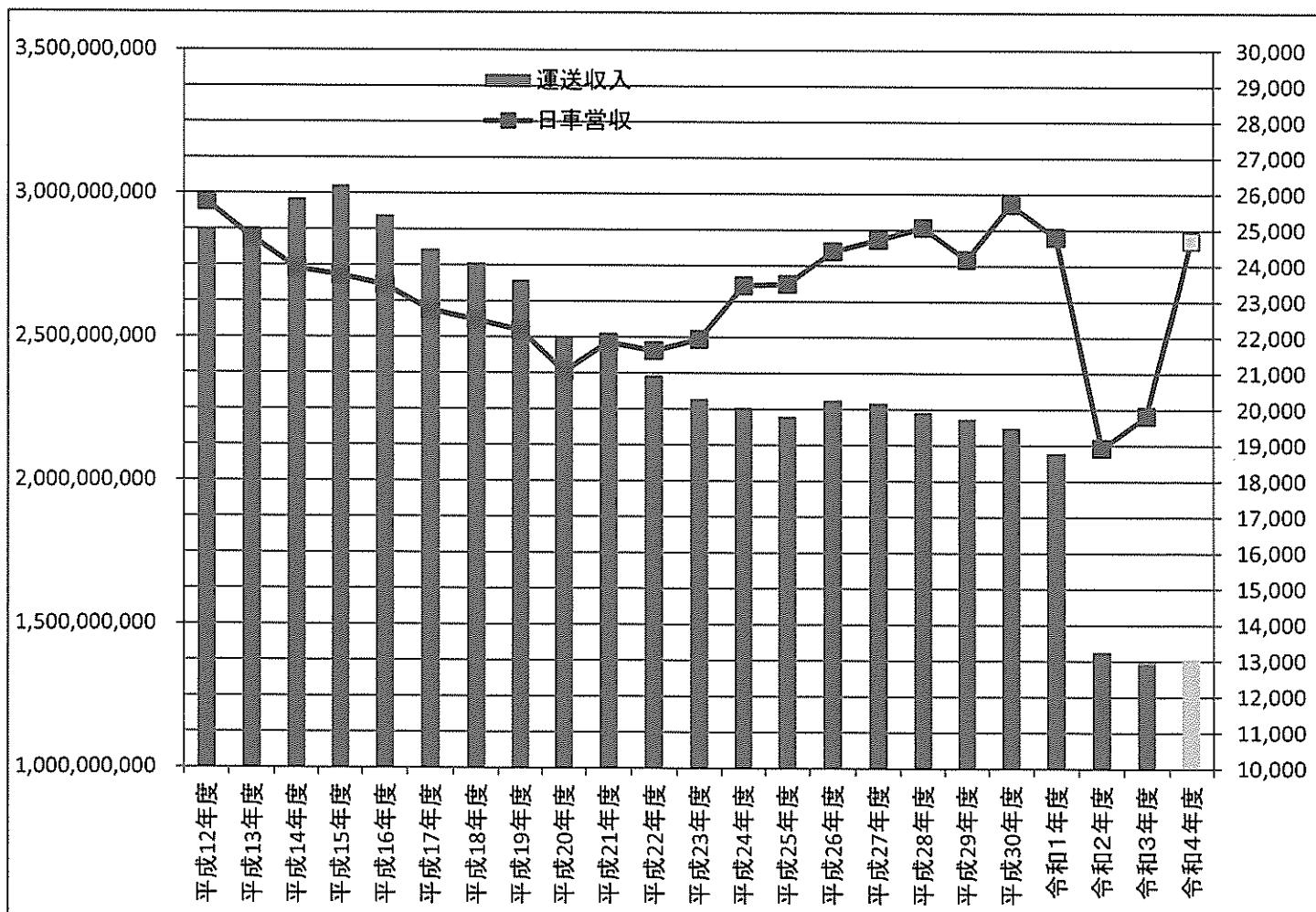
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

帯広市内法人 実働日車営業収入(円)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和1年	26,607	27,206	26,479	24,593	22,440	24,256	24,784	26,842	23,094	23,291	24,983	31,631
令和2年	26,574	26,264	18,921	13,565	12,530	20,265	20,398	20,859	20,771	22,862	16,325	19,478
令和3年	18,572	20,456	21,012	19,430	14,907	15,539	21,055	18,157	14,173	22,268	23,690	29,864
令和4年	22,878	16,528	19,393	21,316	21,500	24,664	25,681	23,435	23,544	24,528	24,041	30,012



日車営収と帯広交通圏の特定・準特定地域の指定について

年度	運送収入(円)	日車営収(円)	
平成12年度	2,875,873,023	25,771	
平成13年度	2,814,887,671	24,774	日車営収基準数値
平成14年度	2,981,490,070	23,916	
平成15年度	3,028,183,328	23,728	
平成16年度	2,923,907,076	23,458	
平成17年度	2,805,609,210	22,770	
平成18年度	2,757,634,326	22,476	
平成19年度	2,698,533,837	22,189	
平成20年度	2,499,925,984	21,048	
平成21年度	2,447,573,974	21,852	特措法施行
平成22年度	2,366,341,365	21,620	
平成23年度	2,285,348,761	21,942	
平成24年度	2,255,096,686	23,443	
平成25年度	2,224,578,008	23,482	
平成26年度	2,282,120,232	24,393	特措法改正 第1回協議会
平成27年度	2,271,165,341	24,726	
平成28年度	2,239,735,245	25,065	第2回協議会
平成29年度	2,216,938,002	24,177	
平成30年度	2,186,203,371	25,712	
令和1年度	2,098,897,261	24,806	
令和2年度	1,406,760,835	18,924	
令和3年度	1,366,731,366	19,823	準特
令和4年度	1,382,887,149	24,702	第3回協議会
	(R4年4月～令和5年1月)		



(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会 調べ

第1表 タクシー運転者(男)の賃金・労働時間(令和元年)

[賃金 単位:円]

県名	年齢	勤続年数	月間労働時間	給与				
				月間給与	年間給与	年間賞与	年間推計額	平成30年 年間推計額
北海道	60.6	12.8	184	223,300	2,679,600	134,200	2,813,800	2,739,100
青森	63.7	10.0	176	207,200	2,486,400	31,400	2,517,800	2,348,300
岩手	62.6	14.4	185	239,300	2,871,600	29,300	2,900,900	2,577,300
宮城	62.3	11.9	186	243,300	2,919,600	15,400	2,935,000	3,016,300
秋田	63.1	15.5	184	196,200	2,354,400	58,100	2,412,500	2,124,400
山形	59.6	13.0	223	222,500	2,670,000	17,700	2,687,700	3,244,000
福島	64.0	13.7	181	242,800	2,913,600	30,000	2,943,600	2,567,800
茨城	67.0	8.3	209	230,700	2,768,400	94,300	2,862,700	2,815,000
栃木	58.2	6.8	192	271,100	3,253,200	20,700	3,273,900	3,072,000
群馬	63.4	9.7	190	263,800	3,165,600	85,700	3,251,300	3,140,900
埼玉	60.0	10.8	190	252,100	3,025,200	266,000	3,291,200	3,375,100
千葉	59.8	10.6	220	314,300	3,771,600	122,700	3,894,300	3,454,900
東京	56.8	10.8	196	393,200	4,718,400	121,600	4,840,000	4,701,800
神奈川	57.4	7.9	186	326,400	3,916,800	225,300	4,142,100	3,948,600
山梨	55.2	10.1	193	239,600	2,875,200	76,200	2,951,400	3,123,800
新潟	64.2	15.6	194	228,500	2,742,000	249,700	2,991,700	2,701,700
富山	60.9	10.0	194	245,600	2,947,200	377,300	3,324,500	3,319,400
石川	61.0	12.5	221	254,800	3,057,600	30,900	3,088,500	3,054,900
長野	62.6	13.3	209	275,600	3,307,200	128,200	3,435,400	3,111,800
福井	67.6	13.8	190	229,800	2,757,600	64,700	2,822,300	2,608,800
岐阜	61.1	6.3	212	235,700	2,828,400	362,000	3,190,400	3,643,600
静岡	58.9	10.6	183	302,900	3,634,800	528,500	4,163,300	3,052,700
愛知	59.9	9.5	202	261,400	3,136,800	220,300	3,357,100	4,329,300
三重	58.9	7.2	209	263,700	3,164,400	288,900	3,453,300	3,387,500
滋賀	61.6	6.8	200	284,200	3,410,400	103,200	3,513,600	3,214,400
京都	59.2	9.7	207	312,800	3,753,600	113,300	3,866,900	3,881,100
大阪	54.9	7.3	203	292,000	3,504,000	622,000	4,126,000	3,599,100
兵庫	65.5	11.5	194	244,200	2,930,400	179,100	3,109,500	3,147,400
奈良	61.2	12.2	188	220,200	2,642,400	257,200	2,899,600	3,102,900
和歌山	61.1	13.1	176	216,700	2,600,400	3,200	2,603,600	2,815,100
鳥取	63.0	9.4	166	189,600	2,275,200	113,600	2,388,800	2,974,500
島根	66.9	13.3	177	214,400	2,572,800	0	2,572,800	2,690,000
岡山	59.4	8.1	199	267,900	3,214,800	239,000	3,453,800	3,250,100
広島	59.8	10.1	207	229,100	2,749,200	204,100	2,953,300	3,395,500
山口	62.6	12.2	196	207,200	2,486,400	61,100	2,547,500	3,025,700
徳島	64.7	16.0	155	171,100	2,053,200	0	2,053,200	2,749,300
香川	61.1	8.8	222	240,700	2,888,400	240,800	3,129,200	3,002,800
愛媛	60.7	10.2	194	232,300	2,787,600	15,700	2,803,300	2,560,300
高知	61.4	7.6	214	277,500	3,330,000	0	3,330,000	2,484,000
福岡	63.6	10.2	186	235,900	2,830,800	212,200	3,043,000	3,235,700
佐賀	62.5	14.2	169	213,100	2,557,200	160,600	2,717,800	2,609,900
長崎	62.5	11.8	230	218,800	2,625,600	37,900	2,663,500	2,796,500
熊本	61.7	8.8	196	253,900	3,046,800	139,800	3,186,600	2,742,100
大分	63.5	9.9	175	201,900	2,422,800	2,700	2,425,500	2,330,400
宮崎	64.4	12.3	170	194,400	2,332,800	6,300	2,339,100	2,549,600
鹿児島	61.3	10.6	215	222,100	2,665,200	191,100	2,856,300	2,794,900
沖縄	65.8	15.0	155	203,400	2,440,800	57,400	2,498,200	2,506,000
全国	60.0	10.6	195	284,000	3,408,000	195,800	3,603,800	3,483,200
対前年	-0.1	0.8	1	8,000	96,000	24,600	120,600	120,600
増減	-0.2%	8.2%	0.5%	2.9%	2.9%	14.4%	3.5%	



第1表 タクシー運転者の賃金・労働時間(令和2年)

[賃金 単位:円]

県名	年齢	勤続 年数	月間労働 時間	給 与				
				月間給与	年間給与	年間賞与	年間 推計額	令和元年 年間推計額
北海道	62.2	13.6	178	186,300	2,235,600	83,500	2,319,100	2,769,500
青森	65.0	12.1	167	163,600	1,963,200	8,100	1,971,300	2,509,900
岩手	61.5	12.9	155	179,000	2,148,000	3,600	2,151,600	2,880,800
宮城	65.5	8.4	142	179,200	2,150,400	2,300	2,152,700	2,904,200
秋田	61.3	8.1	181	210,200	2,522,400	52,100	2,574,500	2,371,700
山形	59.8	10.6	184	178,800	2,145,600	37,300	2,182,900	2,621,300
福島	62.9	11.0	179	186,600	2,239,200	5,900	2,245,100	2,879,300
茨城	59.0	8.5	173	261,700	3,140,400	0	3,140,400	2,874,000
栃木	62.0	13.8	173	231,000	2,772,000	0	2,772,000	3,273,900
群馬	62.1	10.9	261	216,600	2,599,200	29,700	2,628,900	3,233,200
埼玉	66.0	6.5	173	293,500	3,522,000	174,100	3,696,100	3,280,600
千葉	50.0	10.0	171	226,700	2,720,400	175,900	2,896,300	3,890,800
東京	57.9	10.7	200	260,500	3,126,000	254,900	3,380,900	4,814,300
神奈川	63.6	11.1	147	258,100	3,097,200	85,900	3,183,100	4,131,800
山梨	58.9	10.4	153	166,300	1,995,600	270,300	2,265,900	2,889,200
新潟	59.4	10.9	197	184,400	2,212,800	213,500	2,426,300	3,064,400
富山	61.8	4.5	173	182,500	2,190,000	164,400	2,354,400	3,191,100
石川	65.5	2.5	191	411,800	4,941,600	0	4,941,600	3,080,600
長野	66.0	13.4	170	197,500	2,370,000	9,700	2,379,700	3,408,100
福井	61.0	5.1	166	188,700	2,264,400	1,178,600	3,443,000	2,889,500
岐阜	56.6	7.9	177	211,300	2,535,600	331,100	2,866,700	3,166,200
静岡	56.9	7.9	151	198,500	2,382,000	182,400	2,564,400	4,093,600
愛知	57.6	6.6	157	218,700	2,624,400	238,200	2,862,600	3,363,300
三重	55.7	3.6	198	242,100	2,905,200	259,500	3,164,700	3,433,200
滋賀	63.9	5.9	175	174,500	2,094,000	83,000	2,177,000	3,392,300
京都	65.9	10.9	177	183,500	2,202,000	246,600	2,448,600	3,854,400
大阪	59.3	10.4	181	271,800	3,261,600	323,700	3,585,300	4,106,200
兵庫	53.4	8.0	223	334,700	4,016,400	262,000	4,278,400	3,081,000
奈良	70.5	18.9	213	133,800	1,605,600	6,600	1,612,200	2,896,200
和歌山	-	-	-	-	-	-	-	2,613,200
鳥取	59.6	9.1	187	222,300	2,667,600	90,200	2,757,800	2,346,800
島根	61.3	13.6	163	217,700	2,612,400	74,600	2,687,000	2,548,800
岡山	60.0	8.0	177	225,300	2,703,600	145,400	2,849,000	3,465,200
広島	58.2	9.6	162	201,100	2,413,200	435,700	2,848,900	2,953,600
山口	64.1	11.5	149	224,600	2,695,200	219,200	2,914,400	2,549,100
徳島	63.4	10.5	181	219,200	2,630,400	0	2,630,400	2,053,200
香川	63.3	5.8	142	226,500	2,718,000	194,500	2,912,500	3,024,000
愛媛	59.3	14.9	171	156,100	1,873,200	242,000	2,115,200	2,803,300
高知	62.5	10.9	138	179,600	2,155,200	6,200	2,161,400	3,288,000
福岡	61.4	10.2	165	181,900	2,182,800	283,200	2,466,000	3,018,300
佐賀	67.1	18.7	166	167,600	2,011,200	39,000	2,050,200	2,697,100
長崎	59.2	13.5	204	227,500	2,730,000	273,500	3,003,500	2,663,500
熊本	64.1	6.7	188	190,300	2,283,600	0	2,283,600	3,172,300
大分	65.3	8.2	167	184,800	2,217,600	34,600	2,252,200	2,404,900
宮崎	65.5	13.1	162	182,300	2,187,600	15,600	2,203,200	2,327,000
鹿児島	59.9	11.9	195	226,800	2,721,600	133,100	2,854,700	2,824,300
沖縄	63.0	9.6	154	202,900	2,434,800	97,700	2,532,500	2,470,600
全国	59.5	10.2	182	232,100	2,785,200	211,000	2,996,200	3,575,800
対前年 増減	-0.2	-0.3	-11	-49,600	-595,200	15,600	-579,600	-579,600
	-0.3%	-2.9%	-5.7%	-17.6%	-17.6%	8.0%	-16.2%	



第1表 タクシー運転者の賃金・労働時間(令和3年)

[賃金 単位:円]

県名	年齢	勤続年数	月間労働時間	給与				
				月間給与	年間給与	年間賞与	年間推計額	令和2年年間推計額
北海道	65.7	13.0	164	190,600	2,287,200	26,200	2,313,400	2,319,100
青森	67.5	20.2	150	144,100	1,729,200	8,500	1,737,700	1,971,300
岩手	62.7	18.9	188	191,400	2,296,800	200	2,297,000	2,151,600
宮城	62.4	10.4	165	190,400	2,284,800	181,800	2,466,600	2,152,700
秋田	64.9	13.1	164	166,400	1,996,800	12,600	2,009,400	2,574,500
山形	63.7	13.3	173	162,200	1,946,400	0	1,946,400	2,182,900
福島	61.1	14.7	166	227,900	2,734,800	18,100	2,752,900	2,245,100
茨城	66.5	14.8	177	189,900	2,278,800	1,000	2,279,800	3,140,400
栃木	60.4	12.1	172	239,400	2,872,800	0	2,872,800	2,772,000
群馬	65.6	10.3	172	211,000	2,532,000	6,300	2,538,300	2,628,900
埼玉	60.2	12.7	182	245,900	2,950,800	81,600	3,032,400	3,696,100
千葉	62.2	11.8	160	234,300	2,811,600	25,600	2,837,200	2,896,300
東京	57.2	8.3	188	271,800	3,261,600	107,500	3,369,100	3,380,900
神奈川	56.8	10.2	191	261,300	3,135,600	162,500	3,298,100	3,183,100
山梨	64.0	11.0	177	212,500	2,550,000	185,100	2,735,100	2,265,900
新潟	61.9	11.7	174	173,900	2,086,800	847,500	2,934,300	2,426,300
富山	59.2	9.7	172	203,300	2,439,600	50,500	2,490,100	2,354,400
石川	60.0	10.7	190	199,800	2,397,600	45,400	2,443,000	4,941,600
長野	62.4	10.9	180	230,200	2,762,400	19,000	2,781,400	2,379,700
福井	61.2	8.1	179	227,100	2,725,200	74,200	2,799,400	3,443,000
岐阜	62.0	11.9	156	225,300	2,703,600	157,000	2,860,600	2,866,700
静岡	60.9	11.7	166	185,700	2,228,400	123,400	2,351,800	2,564,400
愛知	58.3	9.0	184	241,100	2,893,200	257,300	3,150,500	2,862,600
三重	59.3	9.3	190	202,200	2,426,400	64,400	2,490,800	3,164,700
滋賀	64.9	9.4	191	192,100	2,305,200	34,900	2,340,100	2,177,000
京都	65.5	17.2	160	155,700	1,868,400	25,400	1,893,800	2,448,600
大阪	64.5	8.6	158	207,200	2,486,400	21,400	2,507,800	3,585,300
兵庫	65.5	8.3	150	160,500	1,926,000	79,200	2,005,200	4,278,400
奈良	61.6	12.9	183	218,700	2,624,400	7,300	2,631,700	1,612,200
和歌山	59.8	7.5	174	223,900	2,686,800	24,400	2,711,200	-
鳥取	61.9	8.3	163	171,500	2,058,000	41,200	2,099,200	2,757,800
島根	61.6	13.7	171	197,900	2,374,800	29,000	2,403,800	2,687,000
岡山	61.8	8.8	159	186,900	2,242,800	83,800	2,326,600	2,849,000
広島	53.5	11.7	172	183,200	2,198,400	89,100	2,287,500	2,848,900
山口	62.8	12.2	174	195,000	2,340,000	50,500	2,390,500	2,914,400
徳島	60.0	8.5	163	147,200	1,766,400	13,000	1,779,400	2,630,400
香川	60.8	14.2	171	215,500	2,586,000	239,800	2,825,800	2,912,500
愛媛	60.4	10.6	171	178,500	2,142,000	78,000	2,220,000	2,115,200
高知	55.8	5.3	160	226,000	2,712,000	0	2,712,000	2,161,400
福岡	63.7	12.0	171	209,100	2,509,200	114,900	2,624,100	2,466,000
佐賀	65.7	11.0	170	174,300	2,091,600	50,700	2,142,300	2,050,200
長崎	64.2	13.3	179	170,900	2,050,800	122,200	2,173,000	3,003,500
熊本	60.8	8.5	176	220,800	2,649,600	0	2,649,600	2,283,600
大分	59.2	8.7	165	229,200	2,750,400	145,000	2,895,400	2,252,200
宮崎	64.2	11.2	160	185,500	2,226,000	0	2,226,000	2,203,200
鹿児島	63.5	8.4	185	166,700	2,000,400	11,600	2,012,000	2,854,700
沖縄	61.9	7.7	156	142,600	1,711,200	39,100	1,750,300	2,532,500
全国	60.7	10.5	176	225,300	2,703,600	100,400	2,804,000	2,996,200
対前年	1.2	0.3	-6	-6,800	-81,600	-110,600	-192,200	-
増減	2.0%	2.9%	-3.3%	-2.9%	-2.9%	-52.4%	-6.4%	-

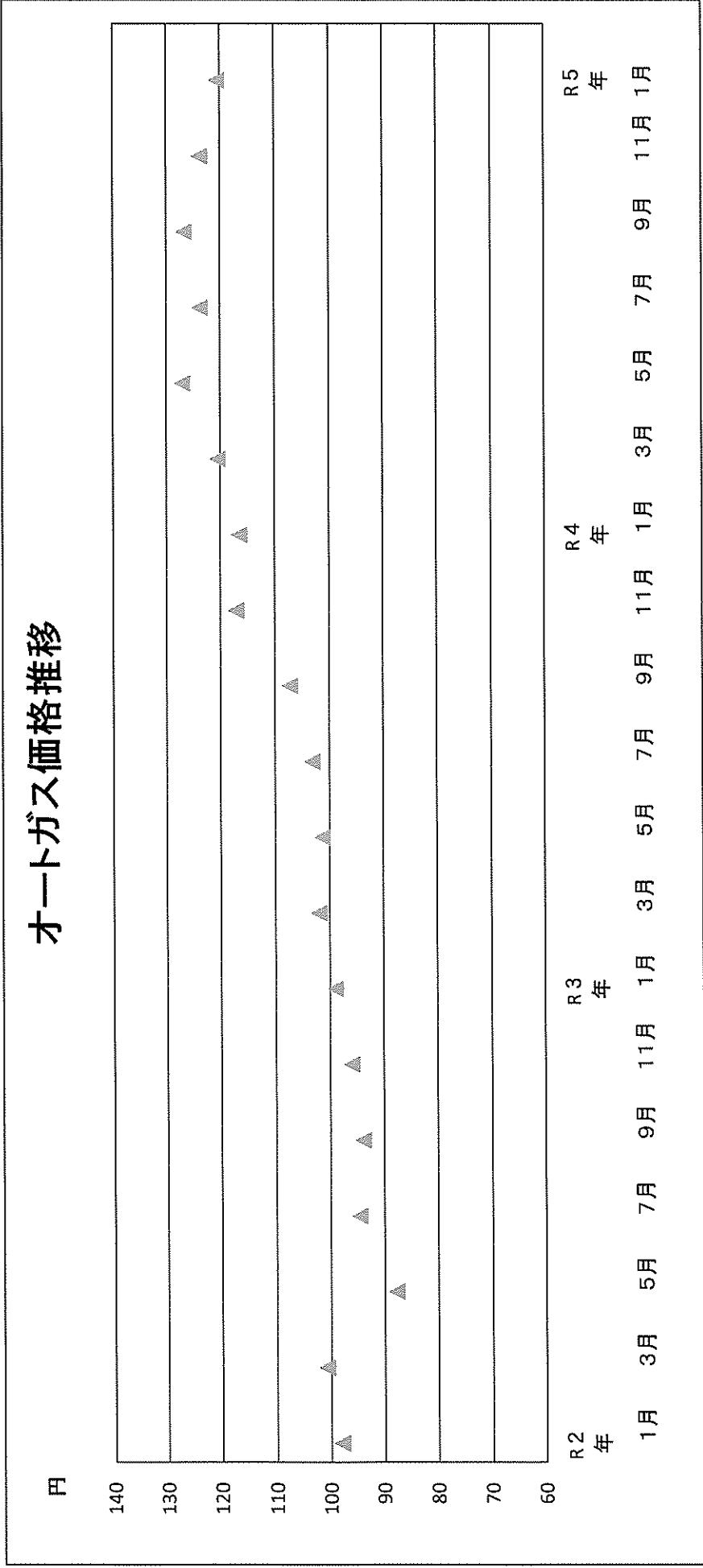
オートガス市況調査（一般財団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センター調）

単位:円／㍑(消費税込)

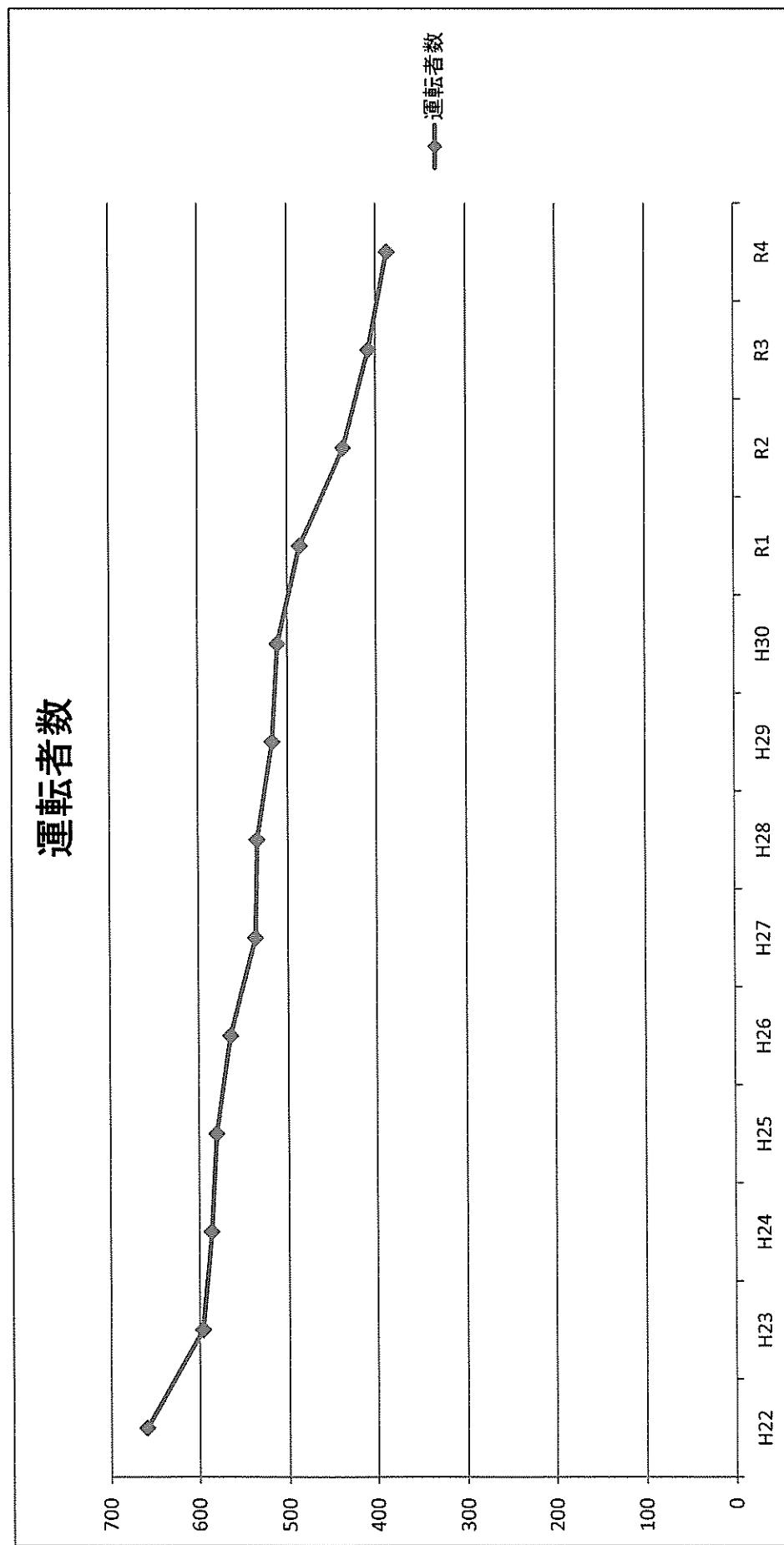
2か月次	1月 R2年	3月	5月	7月	9月	11月 R3年	1月 R3年	3月	5月	7月	9月	11月 R4年	1月 R4年	3月	5月	7月	9月	11月 R5年
北海道	97.9	100.7	87.7	94.5	93.8	95.9	98.9	101.9	101.3	103.1	107.2	117	116.4	120.4	126.9	123.7	126.6	123.7
平均価格																		120.5

オートガス価格推移

円



帯広市内法人事業所 各年12月1日現在(人)													
運転手	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
659	596	586	580	564	536	534	517	511	486	437	408	387	
H22年比	90.4%	88.9%	88.0%	85.6%	81.3%	81.0%	78.5%	77.5%	73.7%	66.3%	61.9%	58.7%	



帯広A地区 運賃改定申請日：令和4年11月9日
帯広A地区 運賃改定審査開始日：令和4年12月13日

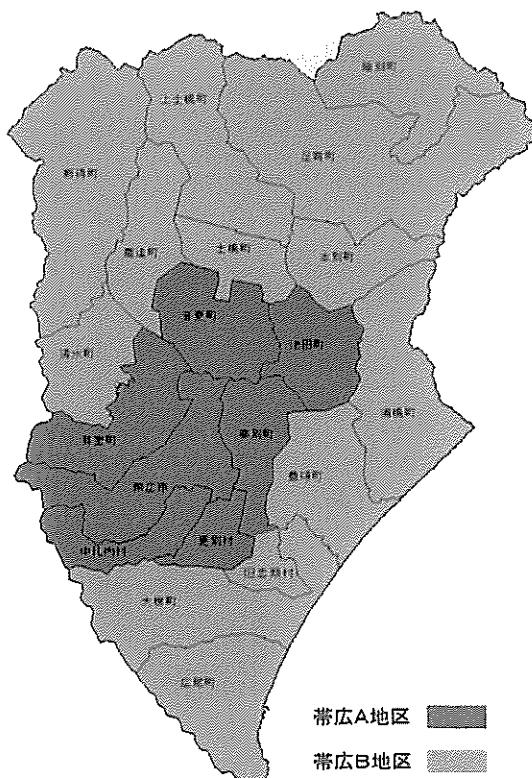
帯広交通圏事業者数	総車両数	申請事業者数	申請車両数	申請率(車両)
15社	393両	11社	315両	80.15%

申請改定率	7.09% ~ 54.75%	平均改定率	25.10%
-------	----------------	-------	--------

申請運賃(普通車)						
初乗り距離	初乗り運賃	爾後距離	爾後運賃	併用時間	併用運賃	時間制運賃
1.400 km	660 円 ～ 960 円	257 m ～ 178 m	80 円	1分35秒 ～ 1分5秒	80 円	3,300 円 ～ 4,800 円

現行運賃(普通車・上限)						
初乗り距離	初乗り運賃	爾後距離	爾後運賃	併用時間	併用運賃	時間制運賃
1.241 km	550 円	274 m	80 円	1分40秒	80 円	3,070 円

深夜早割	22時から 5時まで	2割増
寝台割増	距離制運賃の	2割増
身体障害者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
知的障害者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
高齢者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
運転免許証返納者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
精神障害者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
生活保護者割引	距離制運賃及び料金・時間制運賃の	1割引
遠距離割引	距離制運賃の	7,000円を超えた額に対して1割引



公定幅運賃表（帯広交通圏）

① 特定大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.241km 660 円	262 m 110 円	1 分 35 秒 110 円
A 運賃	1.241km 650 円	266 m 110 円	1 分 35 秒 110 円
B 運賃	1.241km 640 円	270 m 110 円	1 分 40 秒 110 円
C 運賃	1.241km 630 円	274 m 110 円	1 分 40 秒 110 円
D 運賃	1.241km 620 円	279 m 110 円	1 分 40 秒 110 円
下限運賃	1.241km 610 円	283 m 110 円	1 分 45 秒 110 円

	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃
上限運賃	30分 4,370 円	30分 4,370 円
A 運賃	30分 4,300 円	30分 4,300 円
B 運賃	30分 4,240 円	30分 4,240 円
C 運賃	30分 4,170 円	30分 4,170 円
D 運賃	30分 4,110 円	30分 4,110 円
下限運賃	30分 4,040 円	30分 4,040 円

② 大型車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.241km 630 円	240 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
A 運賃	1.241km 620 円	244 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
B 運賃	1.241km 610 円	248 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
C 運賃	1.241km 600 円	252 m 100 円	1 分 30 秒 100 円
D 運賃	1.241km 590 円	256 m 100 円	1 分 35 秒 100 円
下限運賃	1.241km 580 円	261 m 100 円	1 分 35 秒 100 円

	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃
上限運賃	30分 4,310 円	30分 4,310 円
A 運賃	30分 4,240 円	30分 4,240 円
B 運賃	30分 4,170 円	30分 4,170 円
C 運賃	30分 4,100 円	30分 4,100 円
D 運賃	30分 4,040 円	30分 4,040 円
下限運賃	30分 3,970 円	30分 3,970 円

③ 普通車

	距離制運賃		時間距離併用制運賃
	初乗運賃	加算運賃	
上限運賃	1.241km 550 円	274 m 80 円	1 分 40 秒 80 円
A 運賃	1.241km 540 円	279 m 80 円	1 分 40 秒 80 円
B 運賃	1.241km 530 円	284 m 80 円	1 分 45 秒 80 円
C 運賃	1.241km 520 円	290 m 80 円	1 分 45 秒 80 円
下限運賃	1.241km 510 円	295 m 80 円	1 分 50 秒 80 円

	時間制運賃	
	初乗運賃	加算運賃
上限運賃	30分 3,070 円	30分 3,070 円
A 運賃	30分 3,010 円	30分 3,010 円
B 運賃	30分 2,960 円	30分 2,960 円
C 運賃	30分 2,900 円	30分 2,900 円
下限運賃	30分 2,850 円	30分 2,850 円

